

第4次プラン進捗状況評価について
 (第1回市民会議においてご意見いただいた箇所及び評価に変動があった箇所をまとめ、課題を抽出した資料になります。)

資料

第4次プラン		R1	R2
基本目標 I 人権尊重意識の高揚と人権擁護 男女が共に人権を尊重し、すべての人が安心して暮らせる社会を実現するため、あらゆる暴力の根絶を目指して取組を進めます。			
課題1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。 特に、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的な意識や男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題が存在する場合があります。また、男女共同参画社会の形成を妨げる要因の一つとなっています。また、配偶者等からの暴力だけではなく、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、児童虐待や高齢者虐待など、あらゆる暴力の防止に向け、様々な機会を捉えて取り組んでいく必要があります。			
施策1 配偶者等からの暴力などの根絶 配偶者等からの暴力などの根絶に向け、情報の周知や意識の啓発に取り組めます。			
NO 1 事業名 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等、法律の周知・啓発			
事業内容		担当課:子ども家庭支援センター	
ホームページやDV周知・啓発カードなどを活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する周知・啓発及び相談窓口等の周知を図る。		BB	BB
事業内容		担当課:企画政策課	
ホームページやポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の周知・啓発を図る。		BB	BB
NO 2 事業名 障害者虐待防止法の周知・啓発			
事業内容		担当課:障がい者支援課	
広報紙やホームページ、市窓口等における広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知を図る。		AB	AB
NO 3 事業名 高齢者虐待防止法の周知・啓発			
事業内容		担当課:高齢者支援課	
市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談窓口の普及啓発を図る。		BB	BB

区分	事業実績	①	②	課題	実施予定内容
令和元年度調査実施(平成30年度実績)分					
令和2年度調査実施(令和元年度実績)分					

- 評価が低下したもの
- 評価が上昇したもの
- そのほか変更等あったもの
- 課題等

【No.2(障がい者支援課)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	実施予定内容
新規	平成29・30年度の2年間で、市内の障害福祉サービス事業所を訪問、事業所の障害者虐待の取組を把握、障害者虐待防止のポスター、虐待ゼロ宣言ポスターを配布した。障害福祉サービス事業所職員を対象に、障害者虐待に関する研修と障害者虐待防止取組発表会を行った。	A	B	特になし。	障害福祉サービス事業所への周知や研修は継続する。一般市民への周知は、イベント等で障害者虐待防止のパンフレットを配布する。
新規	障がい者虐待防止の周知・啓発を目的に、障がい者虐待防止に関する記事を広報に掲載した。障害福祉サービス事業所職員を対象に、障がい者虐待防止研修会と防犯・不審者対策講座を行った。	A	B	障がい者虐待への対応は、幅広い虐待防止に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	新規事業所に対し、障がい者虐待防止に関する意識向上のため、虐待防止の取組状況を確認する。研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から見直す。一般市民へは、広報で周知する。

令和2年度調査の際、担当課からかえってきた回答の課題欄に「男女共同参画推進への寄与が不明である」との記載があった。第1回市民会議において、
 ・寄与が不明と表現してしまうと、男女差による障がい者への暴力は全くないというように理解されてしまう。
 ・障がい者は被害を訴える力が弱いということを理由に、障がい者への性暴力が発生している。障がい者が、過去に性暴力を受けたという事例がある。
 ・こういった内容について、的確に表現するのは難しい。誤解を生まないよう、文言を調整してほしい。
 以上の意見が、委員からだされた。これらを踏まえ、文章の差し替えを行った。
 →「男女共同参画推進への寄与が不明」という課題については、昨年度の調査の際にも同様の回答があった。第5次プランの策定に当たっては、どこがどのように関係するのか、担当課が評価しやすい体制を整える必要がある。
 現行の調査票及び評価基準では、評価がしづらい。評価基準及び評価票の見直しが必要である。他市の進捗状況報告書で使用されている評価票等を参考に、検討していく。(No.7、54も同様)

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 4 生命尊重の視点に立った指導の充実			
事業内容	担当課:指導室		
生命尊重や男女平等についての理解を深めるための教材の工夫及び指導計画の作成について、指導と助言を行う。		BB	BB
施策2 配偶者等からの暴力などによる被害者の保護 被害者の迅速な安全確保と相談窓口の充実を図ります。			
NO 5 人権、母子及び父子等の相談窓口の充実 事業名			
事業内容	担当課:市民課		
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談の充実を図る。また、性的マイノリティ※に関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。		BB	BB
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子及び父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。		BB	BB
※性的指向が同性に向く人もしくは両性に向く人や、生物学的な性と性自認が一致しない人などを表す言葉。セクシュアル・マイノリティやLGBTとも。			
NO 6 母子等緊急一時保護の充実及び被害者の自立支援の推進 事業名			
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
被害を受けた母子の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。また、被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。		BB	BB
新規	NO 7 障害者虐待防止センターの運営 事業名		
事業内容	担当課:障がい者支援課		
虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、24時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営することにより、障がい者虐待の防止及び養護者の支援を図る。		AB	AB
新規	NO 8 庁内の関係部署による連絡会の設置 事業名		
事業内容	担当課:企画政策課		
庁内の関係部署による連絡会を設置し、市内における配偶者等からの暴力などの情報の共有及び連携を図る。		AA	AA

【No.7(障がい者支援課)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	平成31年度実施予定内容
新規	障害者虐待の届出・通報受理、届出・通報受理後の障害者の安全・事実確認、障がい者及び養護者の相談・指導及び助言、障害者虐待の普及啓発を市担当課と連携し、実施した。	A	B	特になし。	継続して実施する。
新規	障がい者虐待の届出・通報受理、届出・通報受理後の障害者の安全・事実確認、障がい者及び養護者の相談・指導及び助言、障がい者虐待の普及啓発を市担当課と連携し、実施した。	A	B	障がい者虐待への対応は、幅広い虐待防止に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	引き続き、障がい者虐待防止センターを運営し、虐待に対応できる体制を維持する。

No.2、54と同様

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策3 ハラスメント防止のための啓発 ハラスメントの防止に向け、様々な機会を通じて情報提供や意識の啓発に取り組むとともに、問題の早期発見・早期解決のため、相談体制の充実を図ります。			
NO 5 事業名 (再掲) 人権、母子及び父子等の相談窓口の充実			
事業内容	担当課:市民課		
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談の充実を図る。また、性的マイノリティ※に関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。		BB	BB
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子及び父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。		BB	BB
NO 9 事業名 男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発			
事業内容	担当課:職員課		
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。		BB	BB
事業内容	担当課:商工振興課		
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止に向け、市内事業所に対して意識啓発を図る。		BB	BB
事業内容	担当課:企画政策課		
セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。		BB	BB
NO 10 事業名 青少年健全育成活動の充実			
事業内容	担当課:生涯学習推進課		
非行防止のパトロールや不健全図書類に関する店舗立ち入り調査など、青少年の健全育成活動を通じ、ハラスメントの防止に努める。		BB	BB

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施

②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

課題2 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進 男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図るためには、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。また、家庭や地域において、男性重視の慣行を改め、男性も女性も社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画するには、それを可能とする教育、学習機会が必要です。性別・年代に関わりなく男女平等意識を醸成するため、学習機会の提供に努めるなど、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動をより推進していく必要があります。			
施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画を進めるため、家庭、地域等、様々な場を活用し、意識啓発に取り組めます。			
NO 11 事業名 男女共同参画に関する啓発活動の推進			
事業内容	担当課:企画政策課		
男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。		BB	BB
NO 12 事業名 男女平等の視点に立った各種講座等の充実			
事業内容	担当課:生涯学習推進課		
男女平等の視点に立った公民館における各種講座等の充実を図る。		BB	BB
NO 13 女と男のライフフォーラムの実施			
事業内容	担当課:生涯学習推進課		
公募による実行委員会を組織し、互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。		BB	DB
施策2 男女平等教育の推進 男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、継続的な男女平等に関する意識啓発と教育に取り組めます。			
NO 14 学校における人権教育の推進			
事業内容	担当課:指導室		
各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。		BB	BB

【No.13(生涯学習推進課)】

区分	事業実績	①実績に	②男女共同参	課題	実施予定内容
継続	第22回女と男のライフフォーラムinあきる野 テーマ「漂流する子どもたち『無関心社会』の罪～私たちのできること～」 実施日 3月3日 講師 橘ジュン・KEN (NPO法人bond Project) 参加者数 90人	B	B	参加者の確保に苦慮することが多い。男女共同参画社会の実現に向け、その必要性について、意識の醸成をより推進していく必要がある。	第23回女と男のライフフォーラムinあきる野を実施予定。企画・運営については、実行委員会を組織し、男女共同参画プランを基に内容を検討していく。
継続	第23回女と男のライフフォーラムinあきる野 テーマ「一緒にやろうよ介護～共に生きていくために～」 実施日 3月1日 講師 津止正敏 (立命館大学教授) 実行委員 10人 (8回開催) ※新型コロナ対策のため中止	D	B	男女共同参画社会の実現に向け、その必要性について、意識醸成をより推進していく必要がある。また、参加者の確保に苦慮することが多い。	新型コロナ対策のため中止となった前回の企画内容で実施予定。事業の実施にあたり、男女共同参画についての周知・啓発を図る。また、事業のPR方法等を検討する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、フォーラム自体が開催できなかったため、実績に係る評価がDとなっている。第1回市民会議において、委員から、コロナ禍においても会議が実施できるよう、ZOOM等を活用し、オンライン会議等の導入を検討してはどうかという意見があった。現状、東京都との会議についてはオンラインで行っている。オンライン会議を行うには、オンライン会議で使用可能な端末を所持していることが前提であるため、対市民の会議等での活用は難しい。マイクのオンオフ調整が難しく、意見交換をメインとする会議では、円滑な会議運営ができない可能性が高い。市側が一方向的に話す講座等であれば、オンラインの活用も可能かもしれない。今後、担当部署と検討する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

新規	NO 15 事業名	人権教育推進のための指導の充実			
		事業内容	担当課:指導室		
		人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。		BB	BB
	NO 16 事業名	道徳教育の充実			
		事業内容	担当課:指導室		
		学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。		BB	BB
	NO 17 事業名	人権課題である性同一性障害等に関する理解の促進			
		事業内容	担当課:指導室		
		性同一性障害や性的マイノリティに係る支援に関し、人権プログラム（学校教育編）など、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員における理解の促進を図る。		BB	BB
		課題3 生涯を通じた健康支援 男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上での基本となります。特に、女性は妊娠出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要です。 このことから、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じた、適切に自己管理を行うことができるようするため、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。			
	施策1 性差に応じた健康支援 男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、性差に応じた健康支援を行います。				
NO 18 事業名	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進				
	事業内容	担当課:健康課			
	健康手帳の交付、訪問指導、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を図る。		AA	AB	

【No.18(健康課)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	実施予定内容
継続	健康手帳の交付：2,212冊 健康教育事業として、骨密度測定、地域健康教育、ふれあいウォークにおけるワンポイントアドバイス、歯周病予防講座、がん検診、健康教室「美食健」などを行い、健康に関する情報提供や意識啓発を図った。	A	A	働き世代や無関心層への健康の意識づけが課題である。	継続して実施する。 多くの人が目にする媒体を積極的に活用する。
継続	学校や職場での性差別等の解消、セクシュアル・ハラスメント等への対処方法について、公益財団法人東京都人権啓発センターより講師を招へいし、研修を実施した。また、研修内容を、各学校において授業等に活用するなど、校内へ還元する活動を行った。	A	B	人権教育に関する人権課題は数多く存在する。全ての教職員が日頃から人権プログラム等を活用し、人権意識の向上を図ることが必要である。	人権教育担当者連絡会や道徳主任連絡会以外においても、個別的な視点における人権課題を各研修会で取り上げ、人権教育への理解・促進を図る。

昨年度までは実績に係る評価と男女共同参画の視点からの評価について、どちらもAであったが、今年度の評価では差異が生じている。(評価票の提出前に担当課から、評価の基準について質問を受けた。→必要な場合は、調整すると返答した。)
現状、①実績に係る評価と②男女共同参画の視点からの評価について、定義が担当課によって異なっている。可能な限りフラットな評価を行うためには、評価がしやすい状況を整備しなければならない。
評価基準及び調査票について見直しが必要である。(No.19と同様)

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 19 事業名	がん検診の充実		
事業内容	担当課:健康課		
がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。		AA	AB
NO 20 事業名	健康相談の充実		
事業内容	担当課:健康課		
保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。		AA	AA
施策2 母性保護と母子保健の充実			
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、男女が互いに理解するとともに、母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。			
NO 21 事業名	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発		
事業内容	担当課:健康課		
妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。		AA	AA
事業内容	担当課:企画政策課		
妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。		AA	AA
NO 22 事業名	両親学級の充実		
事業内容	担当課:健康課		
両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及に努める。		AA	AA
NO 23 事業名	妊娠・出産に関する健康支援		
事業内容	担当課:健康課		
妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。		AA	AA

【No. 19(健康課)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	平成31年度実施予定内容
継続	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診を市内在住者を対象に実施した。	A	A	他市と比べ、受診率が高い水準で維持しているものの、東京都の目指す受診率50%に届かない。	継続して実施する。受診者が受診しやすい状況の整備に努める。
継続	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診を市内在住者を対象に実施した。	A	B	他市と比べ、受診率が高い水準で維持しているものの、東京都の目指す受診率50%に届いていない。	継続して実施する。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、制限がかかることもある中、受診者が受診しやすい状況の整備に努める。

No.18と同様

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 24 先天性風しん症候群対策風しん予防接種の実施 事業名			
事業内容	担当課:健康課		
妊娠前の女性を対象に、風しんによる妊娠中の発病予防や胎児への影響を予防するため、抗体検査を実施し、低抗体者に対して、風疹の予防接種を行う。		AA	AA
NO 25 育児相談の充実 事業名			
事業内容	担当課:健康課		
乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。		AA	AA
NO 26 母子健康手帳の交付と面談の実施 事業名			
事業内容	担当課:健康課		
妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子共に保健指導が受けやすく、子育ての不安や悩みについて身近に気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。		AA	AA
基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり			
女性活躍推進法の趣旨に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。また、女性も男性も持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保されるようワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。			
課題1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進			
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら依然として、従来の固定的な性別役割分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が能力等を発揮できるよう、様々な支援に取り組みます。			
施策1 男女の雇用機会と待遇の均等確保			
男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に取り組みます。			

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施

②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

新規	NO 9 (再掲) 男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発事業名			
	事業内容	担当課:職員課		
	セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。		BB	BB
	事業内容	担当課:商工振興課		
	セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止に向け、市内事業所に対して意識啓発を図る。		BB	BB
	事業内容	担当課:企画政策課		
	セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。		BB	BB
	NO 27 育児・介護休業制度の普及・啓発事業名			
	事業内容	担当課:職員課		
	職員に対し、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。		BB	AA
	事業内容	担当課:商工振興課		
	市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。		BB	BB
	NO 28 パートタイム労働等に関する情報の収集・提供事業名			
	事業内容	担当課:商工振興課		
	パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集や提供に努める。		BB	BB
NO 29 労働相談の充実と周知事業名				
事業内容	担当課:市民課			
市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。		BB	BB	
事業内容	担当課:商工振興課			
労働相談の充実と周知に努める。		BB	BB	
NO 30 啓発活動の推進事業名				
事業内容	担当課:商工振興課			
商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。		BB	BB	
事業内容	担当課:農林課			
農業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。		BB	BB	
NO 31 個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実事業名				
事業内容	担当課:指導室			
学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。		BB	BB	

【No.9、27、29、30(商工振興課)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	実施予定内容
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。	B	B	事業所への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。	B	B	事業所への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。

第1回市民会議において、
 ・啓発の効果が不明となっているにもかかわらず、今年度の実施内容が継続して実施となっている。
 ・具体的な解決策を第5次プラン策定時に検討する必要があるのではないか。
 以上の意見が、委員から意見がだされた。
 →第5次プラン策定時に課題として検討する。

【No.27(職員課)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	平成31年度実施予定内容
継続	対象職員及び所属長に対し、適宜、説明を行っている。	B	B	男性の育児休業については、認知されてきている。取得率のみが注目されているが、制度を利用したい職員が安心して休暇を取得できるよう、引き続き環境づくりを進めていく必要がある。	継続して実施する。
継続	対象職員及び所属長に対し、適宜、説明を行い、「あきる野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で定める育児休業の取得率数値目標を達成した。	A	A	制度を利用したい職員が安心して休暇を取得できるよう、職場の中で業務分担を見直すなど、引き続き環境づくりを進めていく必要がある。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 32	あきる野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画等の推進		
事業名			
事業内容	担当課:職員課		
	特定事業主行動計画を推進するとともに、公表を行う。	BB	BB
施策2 女性の能力発揮と職業能力開発の支援			
就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。			
NO 33	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集・提供		
事業名			
事業内容	担当課:商工振興課		
	就労の際に役立つ情報の収集や提供に努める。	BB	BB
NO 34	起業に関する支援		
事業名			
事業内容	担当課:商工振興課		
	女性の起業活動への支援を検討する。	BB	BB
NO 35	空き店舗活用の支援		
事業名			
事業内容	担当課:商工振興課		
	起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図るとともに、起業家を支援する。	BB	BB
NO 36	母子家庭等への自立支援給付費の支給		
事業名			
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
	母子家庭等の母親等の就業に際して、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。	BB	BB
NO 37	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実		
事業名			
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
	ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する事業の充実を図る。	BB	BB

具体的な目標(育児休業の取得率)を達成したため、評価がBからAに上がっている。
 目標を具体的な数字で設定することによって、その数字を達成できたかどうかで評価ができる。数値化できるものとそうでないものがあるが、数字で目標が定められる場合は、あらかじめ目標値を報告書に記載するのもひとつの方法ではないか。

【No.33【商工振興課】】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	実施予定内容
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにハローワークの求人情報端末を設置し、就労情報コーナーを設けて情報提供を図った。	B	B	来庁者への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 Bi@Staでも就労情報が取得できることを広くPRしていく必要がある。	継続して実施する。 ハローワーク等とBi@Staが共催で就労セミナーを実施する機会を設けることにより、就労機能の周知に努めていく。
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにハローワークの求人情報端末を設置し、就労情報コーナーを設けて情報提供を図った。	B	B	来庁者への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 Bi@Staでも就労情報が取得できることを広くPRしていく必要がある。	継続して実施する。 ハローワーク等とBi@Staが共催で就労セミナーを実施する機会を設けることにより、就労機能の周知に努めていく。

第1回市民会議において、
 ・啓発の効果が不明となっているにもかかわらず、今年度の実施内容が継続して実施となっている。
 ・具体的な解決策を第5次プラン策定時に検討する必要があるのではないかと。
 以上の意見が、委員から意見がだされた。
 →第5次プラン策定時に課題として検討する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

課題2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進			
男性も女性も、一人一人が、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。 「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、取組を進めていきます。			
施策1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発			
ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。			
NO 38	事業名 ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発		
	事業内容	担当課:商工振興課	
	市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	BB	BB
	事業内容	担当課:職員課	
	職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	BB	BB
	事業内容	担当課:企画政策課	
	国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	BB	BB
NO 39	事業名 ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知・啓発		
	事業内容	担当課:商工振興課	
	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る。	BB	BB
	事業内容	担当課:企画政策課	
	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定し、広報紙等でその取組内容を周知し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る。	BB	CC

【No.39(企画政策課)】

区分	事業実績	①実績に係る	②男女共同参画の視	課題	実施予定内容
継続	商工会を通じて商工会加盟事業所へチラシを郵送した。 平成30年度認定事業所 1社	B	B	周知を図っているものの、申請する事業所が増えない。 認定された事業所について、定期的に審査し直す仕組みが必要との指摘がある。	継続して実施する。 平成31年度内に2社以上の認定を目指し、さらに周知に尽力する。
継続	商工会を通じて商工会加盟事業所へチラシを郵送した。 広報あきる野4月15日号及び11月15日号並びにホームページにおいて、ワーク・ライフ・バランスの推進について掲載し、周知を図った。 令和元年度認定事業所 0社	C	C	周知を図っているものの、申請する事業所が増えない。 認定された事業所について、定期的に審査し直す仕組みが必要との指摘がある。	コロナウイルス感染症の影響を考慮し、周知等について、縮小して実施する。

事業所(アルプス、商工会等)に登録を促す手紙や、啓発用のチラシ等を送付したが、令和元年度の登録はゼロであった。結果は出なかったが、啓発活動自体は行ったという意味でCの評価とした。登録という形で実績を出すことができなかったことを考えると、明確にワーク・ライフ・バランスの推進が進んだとは言えない。
以上のように、活動の内容に対する評価と、実績に対する評価が混同してしまい、正しい評価が得られない可能性もある。評価基準を見直す際に、考慮すべきである。
令和2年度はコロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、啓発等は縮小して行うことになった。コロナの影響を受け、実施内容を縮小した事業は少なくない。災害を受け、進捗状況が明確に把握できず、評価にも影響を及ぼす可能性を考慮した上で、評価基準及び評価票の見直しを行っていく必要がある。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2 子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立 男女が共に育児や介護と家庭、仕事の両立ができるよう、子育て支援に関する事業や介護保険サービス等の充実を図ります。			
NO 37 事業名 (再掲) ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実			
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する事業の充実を図る。		BB	BB
NO 40 事業名 子育て支援ネットワークの充実			
事業内容	担当課:子ども政策課		
地域全体できめ細かな子育て支援ができるネットワークの充実を図る。		BB	BB
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
地域全体できめ細かな子育て支援ができるネットワークの充実を図る。		BB	BB
NO 41 事業名 ファミリー・サポート・センターの運営の充実			
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
地域で育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポート・センターの運営の充実を図る。		BB	BB
NO 42 事業名 乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施			
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。		BB	BB
事業内容	担当課:保育課		
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。		BB	BB

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施

②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 43 事業名	病児・病後児保育の実施		
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
	保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないとき、又は病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。	BB	BB
NO 44 事業名	子育て支援のための場の充実		
事業内容	担当課:子ども家庭支援センター		
	幼児を持つ親（父親も含む）の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。	BB	BB
NO 45 事業名	延長保育及び幼稚園型一時預かり事業の充実		
事業内容	担当課:保育課		
	保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育及び幼稚園での幼稚園型一時預かり事業の充実を図る。	AA	AA
NO 46 事業名	認証保育所への支援		
事業内容	担当課:保育課		
	認証保育所の保育の充実を図るため、運営費の支援を行う。また、保護者の負担を軽減するため、保育料の補助を行う。	AA	AA
NO 47 事業名	障がい児保育の充実		
事業内容	担当課:保育課		
	障がい児の特性に応じた受入れ体制の整備等、障がい児保育の充実を図る。	BB	BB
NO 48 事業名	休日保育事業の実施		
事業内容	担当課:保育課		
	保護者の就労等で休日に保育が必要な児童に対し、保育を実施する。	AA	AA

【No.44(子ども家庭支援センター)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	実施予定内容
継続	1 市内5か所の子育てひろばで自由開放を実施した。 2 「るのキッズ通信」や「子育て応援メール」で子育て支援事業等の啓発活動を実施した。 3 子育てグループに対して、交流及び情報交換の場を提供した。	B	B	特になし。	継続して実施する。
継続	1 市内5か所の子育てひろばで自由開放を実施した。 2 「るのキッズ通信」や「子育て応援メール」で子育て支援事業等の啓発活動を実施した。 3 子育てグループに対して、交流及び情報交換の場を提供した。	B	B	特になし。	継続して実施する。

第1回市民会議において、
 ・実施回数や開催場所について具体的に示してほしい。
 ・進捗状況報告書だけを見て、評価を行わなければならない。具体的な数字を入れる等してほしい。
 以上の意見が、委員から出された。
 →No.44だけでなく、ほかの施策についても同様に、具体的な数字がほしいという意見はいくつか寄せられた。数字は評価の際に、指標のひとつとなるものである。できる限り数字が出ているものに関しては数字を記入してもらうように、回答時に配慮する必要がある。また、評価票にも、数字を記入できるような欄を設ける等、何らかの工夫が必要である。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 49 事業名	読書推進事業の充実		
事業内容	担当課:図書館		
	父親等働いている保護者も親子で参加できるよう、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。	AB	AB
NO 50 事業名	学童クラブの充実		
事業内容	担当課:子ども政策課		
	男女ともに働き続けることができるよう、育成時間の延長など、学童クラブの充実を図る。	BB	BB
NO 51 事業名	教育相談の充実		
事業内容	担当課:指導室		
	学校への不適応、不登校問題や進路相談等、教育相談の充実を図る。	BB	BB
NO 52 事業名	介護保険制度等の周知・啓発と介護サービスの充実		
事業内容	担当課:高齢者支援課		
	介護保険制度等の周知・啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。	BB	BB
NO 53 事業名	介護教室の実施		
事業内容	担当課:高齢者支援課		
	介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。	BB	BB
NO 54 事業名	相談体制の充実		
事業内容	担当課:障がい者支援課		
	障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。	AB	AB
事業内容	担当課:高齢者支援課		
	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。	AA	AA

【No.54(障がい者支援課)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	実施予定内容
継続	精神障がい者相談支援センターで精神障がい者の日常生活の支援、家族も含めた相談支援、地域交流活動等を実施した。また、障がい者就労・生活支援センターで就労支援のほか、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援等を実施した。	A	B	特になし。	継続して実施する。
継続	精神障がい者相談支援センターで精神障がい者の日常生活の支援、家族も含めた相談支援、地域交流活動等を実施した。また、障がい者就労・生活支援センターで就労支援のほか、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援等を実施した。	A	B	障がい者の介護等に係る相談支援は、子育て支援や介護支援に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	継続して実施する。

No.2、7と同様

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進			
男女が、対等なパートナーとして、政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進めます。			
課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進			
男女が共に対等な立場で、政策・方針等の意思決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会を実現する上で最も重要です。			
国は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという「2020年30%」の目標の達成を目指し、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）を推進しています。			
施策1 あらゆる分野での女性の参画拡大			
多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、市職員にあっては、研修等を通じて男女共同参画意識の啓発に取り組めます。			
NO 55	事業名 委員の女性比率の拡大		
	事業内容 担当課:企画政策課		
	市政に女性の意見や視点を反映させるため、各委員会等における女性委員の比率が30%以上となるよう、関係部署に働きかける。	BB	BB
NO 56	事業名 女性委員比率の達成度のチェック及び市民への公表		
	事業内容 担当課:企画政策課		
	達成度のチェックと公表を行う。	AA	AA
NO 57	事業名 男女共同参画に関する職員研修の充実		
	事業内容 担当課:職員課		
	男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。	BB	BB
※一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。（内閣府男女共同参画局ホームページより引用）			
NO 58	事業名 地域防災計画の推進		
	事業内容 担当課:地域防災課		
	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の改定と事業の推進を図る。	BB	BB
NO 59	事業名 女性地域防災リーダーの拡充		
	事業内容 担当課:地域防災課		
	防災分野に女性の視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの拡充に努める。	BB	BB

【No.57(職員課)】

区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点から	課題	実施予定内容
継続	「多様性のある職場づくり研修」を実施したほか、市町村職員研修所が実施した「男女共同参画研修」に職員を派遣した。	B	B	内容が多岐にわたるため、研修対象者の抽出、研修テーマの設定が難しい。	継続実施する。
継続	市町村職員研修所が実施した「男女共同参画研修」に職員を派遣した。	B	B	あきる野市の現状に合わせた独自研修の実施について検討する必要がある。	継続して実施する。

第1回市民会議において、
 ・独自研修を行うとのことであるが、具体性に欠ける。
 ・現在までの実績の中で、課題があるのならば、それを解決するための実施内容が必要であると思う。
 以上の意見が、委員から出された。
 →令和3年度以降、具体的な課題解決に向けた事業内容を記載するよう、担当課と調整を行う。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

基本目標Ⅳ 計画の確実な推進			
市民との協働により、男女共同参画社会の実現を目指します。			
課題1 推進体制の整備			
本計画を実効性のあるものとするため、目標の数値化を図り、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、市民との協働を通じ、多様化・複雑化する課題への対応を図ります。			
施策1 重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化			
男女共同参画プランを着実に推進するため、計画事業の進行管理を行い、その結果を公表します。			
NO 60	男女共同参画推進本部による施策等の総合的な推進		
事業名			
事業内容	担当課:企画政策課		
男女共同参画推進本部において、施策等について審議し、計画的、総合的な推進を図る。		DD	AA
NO 61	男女共同参画計画の進行管理		
事業名			
事業内容	担当課:企画政策課		
男女共同参画プランの進捗状況を点検・公表し、計画事業の進行管理を行う。		AA	AA
施策2 市民との連携・協働体制の充実			
市民との協働により、男女共同参画プランを推進します。			
NO 62	男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進		
事業名			
事業内容	担当課:企画政策課		
男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討を行う。		BB	AA

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施

②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった